

平成16年公的年金加入状況等調査 結果の概要

社会保険庁

平成 16 年公的年金加入状況等調査の概要

1 調査の目的

本調査は、15 歳以上の世帯員について、公的年金加入状況・受給状況、就業状況、配偶者の状況、公的年金に関する周知状況等を調査し、公的年金加入状況・受給状況ごとの実態を明らかにする等、国民年金の事業運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象及び調査客体の抽出方法

(1) 調査対象

平成 16 年 11 月 30 日現在の全世帯の 15 歳以上の世帯員を対象とする。

(2) 調査客体の抽出

平成 12 年国勢調査区(1 調査区に概ね 50 世帯が含まれるように約 92 万地区設定)から層化無作為抽出法により 5,280 調査区を抽出して調査を行う「国民生活基礎調査」(平成 15 年 6 月実施、厚生労働省大臣官房統計情報部)の調査区から、全国 1,800 地区を本調査の調査区として抽出し、当該地区内の全世帯の 15 歳以上の世帯員を調査客体とする(世帯数は約 9 万世帯)。

なお、地震と台風水害の影響により、新潟県と京都府の一部調査区を除外して実施した。

3 調査の方法及び調査系統

(1) 調査の方法

調査員の世帯訪問による直接面接方式(調査員が調査票に記入)

(2) 調査系統

社会保険庁 \longleftrightarrow 地方社会保険事務局 \longleftrightarrow 調査員 \longleftrightarrow 調査世帯

4 回収率

66.9% (世帯数比)

5 集計値の扱い

都道府県別(東京都は特別区部とそれ以外、政令指定都市を含む道府県は政令指定都市とそれ以外にも区分。)、男女別、年齢階級別、公的年金加入状況・受給状況別に区分した層ごとに母集団数/調査票有効回収数を計算し、集計乗率としている。

なお、本調査の集計値には標本調査に伴う標本誤差がある。

平成16年公的年金加入状況等調査 結果の概要

1. 公的年金加入状況（20～59歳の者の状況）

(1) 概要

平成16年11月30日現在における20～59歳の全国の公的年金加入者数は6,848万5千人で、第1号未加入者の数は36万3千人、第3号届出遅者の数は3千人となっている。

前回の平成13年調査における結果と比較して、第1号未加入者数は27万2千人減少、第3号届出遅者数は9千人減少となった。

なお、20～59歳人口に占める第1号未加入者の割合は0.5%、第3号届出遅者の割合は0.00%となり、前回調査と比較して0.4ポイント、0.02ポイントの減少となっている。

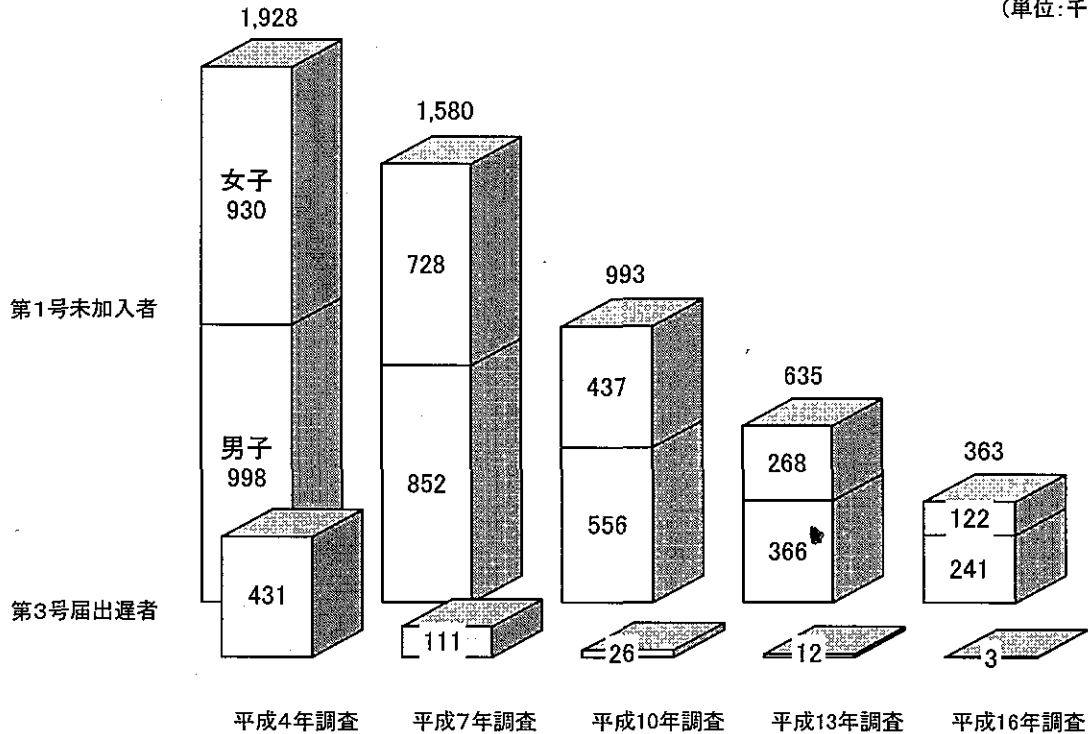
公的年金加入状況（20～59歳）

	総数	加入者						非加入者			
		第1号被保険者	第2号被保険者	厚生年金保	共済組合	第3号被保険者	第1号未加入者	第3号届出遅者	その他の非加入者		
総数	68,485	67,580	21,839	34,729	30,230	4,499	11,012	905	363	3	539
男子	34,482	33,923	11,016	22,821	19,856	2,965	86	569	241	0	327
女子	33,993	33,657	10,823	11,908	10,374	1,534	10,926	336	122	2	212
											(単位：千人)
総数	100.0	98.7	31.9	50.7	44.1	6.6	16.1	1.3	0.5	0.00	0.8
男子	100.0	98.4	31.9	66.2	57.6	8.6	0.2	1.6	0.7	0.00	0.9
女子	100.0	99.0	31.8	35.0	30.5	4.5	32.1	1.0	0.4	0.01	0.6

注) 20～59歳の者にかかる状況である。

第1号未加入者数と第3号届出遅者数の推移

(単位：千人)



注) 平成7年調査は兵庫県を除く。

(2) 年齢階級別の状況

公的年金加入状況を年齢階級別にみると、各階級の人口に占める第1号被保険者の割合は20～24歳で59.3%、55～59歳で39.9%と高くなっており、その間の年齢階級では低くなっている。

第2号被保険者の割合は20～24歳で37.7%と低く、25～29歳で60.1%と高くなっており、それ以上の年齢では、概ね年齢階級が高くなるに従って、割合が低くなっている。

第3号被保険者の割合は20～24歳で2.4%、25～29歳で9.9%、55～59歳で14.4%と低く、その他の年齢階級では概ね20%程度となっている。

第1号未加入者の割合は55～59歳で1.1%と最も高く、45～49歳が1.0%、50～54歳が0.9%と続いている。

年齢階級別公的年金加入状況（20～59歳）

	総数										
	加入者							非加入者			
		第1号被保険者	第2号被保険者	厚生年金保険	共済組合	第3号被保険者		第1号未加入者	第3号届出遅者	その他の未加入者	
		(単位：千人)									
総数	68,485	67,580	21,839	34,729	30,230	4,499	11,012	905	363	3	539
20～24歳	7,482	7,438	4,440	2,820	2,600	219	177	44	3	0	42
25～29歳	8,507	8,458	2,510	5,109	4,624	485	838	49	8	0	42
30～34歳	9,659	9,601	2,424	5,417	4,790	627	1,760	58	18	0	39
35～39歳	8,512	8,490	2,079	4,544	3,955	589	1,867	22	8	0	15
40～44歳	7,799	7,684	1,791	4,195	3,558	637	1,698	115	55	0	60
45～49歳	7,731	7,568	1,935	4,076	3,386	689	1,558	163	74	0	89
50～54歳	9,109	8,915	2,800	4,393	3,696	697	1,722	194	86	2	106
55～59歳	9,686	9,428	3,861	4,175	3,621	555	1,392	258	111	0	147
		(単位：%)									
総数	100.0	98.7	31.9	50.7	44.1	6.6	16.1	1.3	0.5	0.00	0.8
20～24歳	100.0	99.4	59.3	37.7	34.8	2.9	2.4	0.6	0.0	0.00	0.6
25～29歳	100.0	99.4	29.5	60.1	54.4	5.7	9.9	0.6	0.1	0.00	0.5
30～34歳	100.0	99.4	25.1	56.1	49.6	6.5	18.2	0.6	0.2	0.00	0.4
35～39歳	100.0	99.7	24.4	53.4	46.5	6.9	21.9	0.3	0.1	0.00	0.2
40～44歳	100.0	98.5	23.0	53.8	45.6	8.2	21.8	1.5	0.7	0.00	0.8
45～49歳	100.0	97.9	25.0	52.7	43.8	8.9	20.2	2.1	1.0	0.00	1.2
50～54歳	100.0	97.9	30.7	48.2	40.6	7.7	18.9	2.1	0.9	0.03	1.2
55～59歳	100.0	97.3	39.9	43.1	37.4	5.7	14.4	2.7	1.1	0.00	1.5

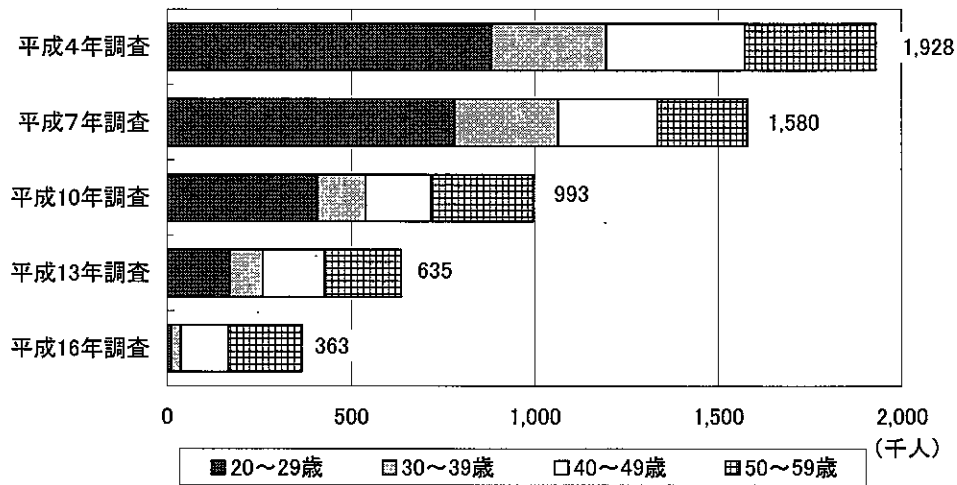
また、年齢階級別の第1号未加入者数の割合を前回調査と比較すると、各年齢階級で減少しているが、特に20歳代、30歳代での減少が著しい。

年齢階級別第1号未加入者数及び割合の推移

	平成4年調査		平成7年調査		平成10年調査		平成13年調査		平成16年調査	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
第1号未加入者	(単位：千人、%)		(単位：千人、%)		(単位：千人、%)		(単位：千人、%)		(単位：千人、%)	
	1,928	2.8	1,580	2.3	993	1.4	635	0.9	363	0.5
20～24歳	626	6.7	532	5.7	181	2.0	78	1.0	3	0.0
25～29歳	256	3.1	249	3.0	226	2.4	90	0.9	8	0.1
30～34歳	176	2.3	155	2.0	59	0.7	53	0.6	18	0.2
35～39歳	134	1.6	126	1.7	73	0.9	37	0.5	8	0.1
40～44歳	196	1.8	103	1.2	80	1.0	68	0.9	55	0.7
45～49歳	184	2.1	168	1.7	98	1.0	98	1.2	74	1.0
50～54歳	135	1.6	127	1.5	151	1.6	133	1.2	86	0.9
55～59歳	220	2.8	120	1.6	127	1.5	78	0.9	111	1.1

注) 平成7年調査は兵庫県を除く。

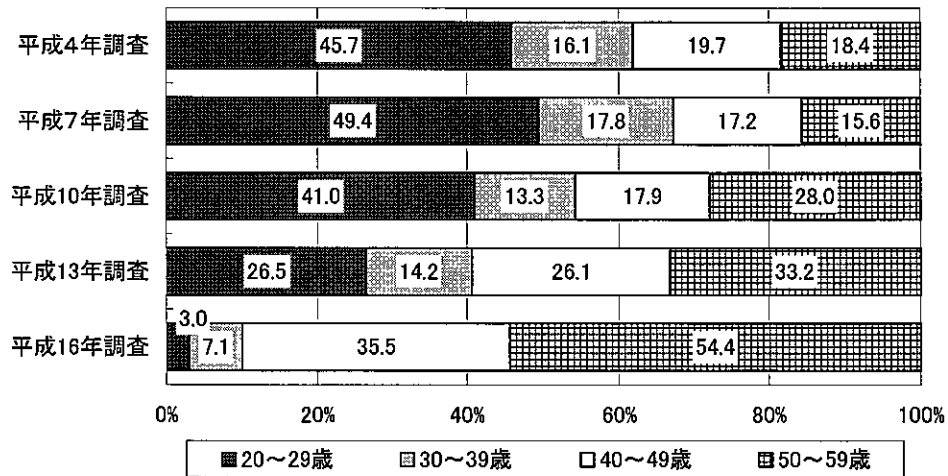
年齢階級別第1号未加入者数の推移



注) 平成7年調査は兵庫県を除く。

また、第1号未加入者の年齢階級別構成割合の推移をみると、若い階級の構成割合が減少し、高年齢の階級の構成割合が増加している。

第1号未加入者の年齢階級別構成割合の推移



注) 平成7年調査は兵庫県を除く。

(3) 都市規模別の状況

公的年金加入状況を都市規模別にみると、20～59歳の人口に占める第1号未加入者の割合は政令指定都市（東京都特別区を含む。）で1.2%と最も高く、都市規模が小さくなるに従って割合は低くなっている。

都市規模別公的年金加入状況（20～59歳）

	総数	加入者						非加入者			
		第1号被保険者	第2号被保険者	厚生年金 保	共済組合 保	第3号被保険者	第1号未加入者	第3号届出遅者	その他の非加入者		
総数	68,485	67,580	21,839	34,729	30,230	4,499	11,012	905	363	3	539
政令指定都市	16,447	16,047	5,387	8,094	7,264	830	2,566	399	193	0	207
人口20万以上の市	18,748	18,531	5,692	9,561	8,372	1,189	3,279	217	81	0	135
人口10～20万の市	10,353	10,243	3,341	5,143	4,424	719	1,760	110	37	0	73
人口10万未満の市	9,210	9,136	2,909	4,773	4,092	681	1,454	74	23	2	48
町村	13,728	13,623	4,511	7,158	6,078	1,080	1,954	105	28	0	76
										(単位：千人)	
総数	100.0	98.7	31.9	50.7	44.1	6.6	16.1	1.3	0.5	0.0	0.8
政令指定都市	100.0	97.6	32.8	49.2	44.2	5.0	15.6	2.4	1.2	0.0	1.3
人口20万以上の市	100.0	98.8	30.4	51.0	44.7	6.3	17.5	1.2	0.4	0.0	0.7
人口10～20万の市	100.0	98.9	32.3	49.7	42.7	6.9	17.0	1.1	0.4	0.0	0.7
人口10万未満の市	100.0	99.2	31.6	51.8	44.4	7.4	15.8	0.8	0.3	0.0	0.5
町村	100.0	99.2	32.9	52.1	44.3	7.9	14.2	0.8	0.2	0.0	0.6
										(単位：%)	

注1) 20～59歳の者にかかる状況である。

2) 都市規模について、平成17年国勢調査による平成17年10月1日現在の人口を基に、次のように区分している。

政令指定都市：東京都特別区及び平成16年11月30日現在の政令指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市の13都市）

人口20万以上の市：上記以外の人口20万以上の市及び県庁所在市

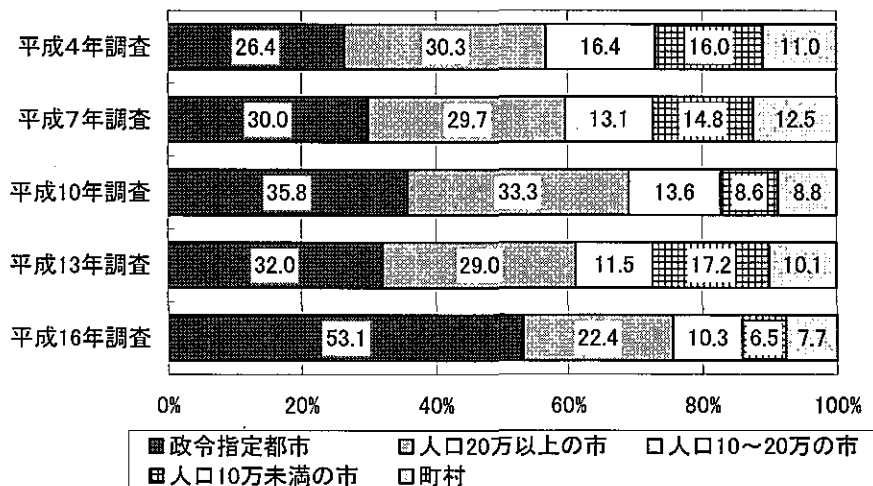
人口10～20万の市：上記以外の人口10万以上20万未満の市

人口10万未満の市：人口10万未満の市

町村：町及び村

また、第1号未加入者の都市規模別構成割合の推移をみると、規模の大きい都市の構成割合が大きい傾向は変わっていない。

第1号未加入者の都市規模別構成割合の推移



注1) 平成7年調査は兵庫県を除く。

2) 平成13年以前の調査では、「人口20万以上の市」に人口20万未満の県庁所在市を含まない。

(4) 都道府県別の状況

公的年金加入状況を都道府県別にみると、首都圏や近畿で第1号未加入者の占める割合が高くなっている。

都道府県別公的年金加入状況 (20~59歳)

	総数	加入者						非加入者		
		第1号 被保険者	第2号 被保険者	厚生年金 保 険		共済組合 被保険者	第3号 被保険者	第1号 未加入者	割合 (%)	
				厚生年金 保 険	共済組合 被保険者					
全 国	68,485	67,580	21,839	34,729	30,230	4,499	11,012	905	363	0.5
北海道	2,983	2,933	906	1,485	1,221	264	541	51	13	0.4
青森	762	753	296	357	289	67	101	9	2	0.3
岩手	701	695	225	372	320	53	97	6	1	0.1
宮城	1,287	1,277	417	659	562	97	200	10	2	0.1
秋田	578	576	189	307	262	45	79	2	1	0.1
山形	617	616	193	351	297	54	72	1	0	0.0
福島	1,060	1,057	340	567	504	62	151	3	0	0.0
茨城	1,617	1,599	567	777	665	112	255	18	12	0.8
栃木	1,090	1,084	368	545	478	68	171	5	2	0.2
群馬	1,085	1,074	366	535	466	69	173	11	0	0.0
埼玉	3,941	3,868	1,247	1,927	1,702	225	693	73	28	0.7
千葉	3,322	3,311	1,084	1,639	1,454	185	588	11	6	0.2
東京	7,130	6,967	2,515	3,490	3,115	374	962	163	73	1.0
神奈川	4,945	4,830	1,451	2,503	2,226	277	876	115	73	1.5
新潟	1,268	1,261	362	724	631	93	176	6	1	0.1
富山	588	586	151	356	312	44	79	2	1	0.2
石川	626	624	181	359	307	52	85	2	2	0.3
福井	424	422	116	252	221	31	54	2	1	0.1
山梨	459	453	159	228	192	36	66	6	2	0.4
長野	1,117	1,115	337	613	532	81	166	2	1	0.1
岐阜	1,106	1,103	345	570	491	78	189	3	0	0.0
静岡	2,037	2,031	602	1,105	982	123	323	7	2	0.1
愛知	3,953	3,927	1,153	2,051	1,849	202	722	26	12	0.3
三重	976	968	294	508	438	70	166	8	1	0.1
滋賀	739	735	211	396	343	53	129	4	1	0.1
京都	1,386	1,356	468	670	576	93	219	29	9	0.7
大阪	4,728	4,631	1,609	2,244	1,995	249	778	97	50	1.1
兵庫	2,981	2,923	926	1,456	1,283	173	541	58	23	0.8
奈良	762	756	246	365	303	62	145	6	2	0.3
和歌山	533	530	198	244	198	45	87	4	1	0.2
鳥取	310	309	89	178	148	30	42	1	1	0.2
島根	364	362	95	217	181	36	50	2	0	0.0
岡山	1,003	992	274	552	482	71	165	11	2	0.2
広島	1,522	1,515	431	819	708	111	265	7	3	0.2
山口	766	764	216	416	345	71	132	2	0	0.0
徳島	403	394	126	211	178	33	56	10	4	1.0
香川	534	528	149	296	251	45	83	6	1	0.1
愛媛	757	748	241	383	327	56	124	9	1	0.1
高知	397	389	135	207	169	38	47	8	4	1.0
福岡	2,675	2,637	843	1,351	1,186	164	443	39	9	0.3
佐賀	444	440	146	231	195	37	63	4	0	0.0
長崎	772	756	264	379	307	71	113	16	4	0.5
熊本	944	939	334	474	395	79	131	5	1	0.1
大分	604	593	175	318	270	48	100	12	3	0.5
宮崎	585	578	204	290	247	43	83	7	1	0.2
鹿児島	873	864	275	446	372	74	143	9	5	0.6
沖縄	730	713	322	307	255	52	85	17	4	0.5
(再掲)										
札幌市	1,023	1,003	295	512	454	58	196	20	1	0.1
仙台市	589	584	180	301	258	44	103	5	1	0.1
さいたま市	557	544	170	259	241	18	115	13	5	0.9
千葉市	497	497	153	252	220	31	93	0	0	0.0
東京都区部	4,864	4,731	1,746	2,382	2,147	235	602	134	63	1.3
横浜市	2,012	1,939	541	1,028	923	104	370	73	44	2.2
川崎市	781	771	247	402	370	33	122	10	8	1.0
名古屋市	1,208	1,191	381	608	542	66	202	17	9	0.7
京都市	765	741	273	358	319	39	110	24	9	1.2
大阪市	1,409	1,356	551	628	579	50	177	53	39	2.8
神戸市	817	795	275	376	337	39	144	23	9	1.1
広島市	640	634	187	332	289	42	115	6	2	0.3
北九州市	507	501	154	260	233	27	87	6	1	0.2
福岡市	777	762	236	396	354	43	129	16	2	0.2

注1) 20~59歳の者にかかる状況である。

2) 割合は、20~59歳人口に占める第1号未加入者の割合である。

2. 第1号未加入者の未加入の理由と今後の加入意思

第1号未加入者の未加入の理由をみると、「制度のしくみを知らなかったから」が30.2%、「保険料が高く、経済的に納めるのが困難だから」が22.8%、「加入の届出をする必要はないと思っていたから」が9.8%、「これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえないと思うから」が6.8%と続いている。

理 由	割合 (単位:%)
総数	100.0
届出の必要性や制度の仕組みを知らなかった、忘れていた等	50.2
加入の届出をする必要はないと思っていたから	9.8
忙しくて届け出る暇がなかったから	5.6
うっかり届出を忘れていたから	4.6
制度のしくみを知らなかったから	30.2
加入したくない	49.8
保険料が高く、経済的に納めるのが困難だから	22.8
納める保険料に比べて、もらえる年金額が少ないと思うから	3.5
公的年金をもらわなくても、他の収入や貯蓄などで暮らしていけると思うから	0.4
これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえないと思うから	6.8
もらえる年金額がわからないから	0.7
年金制度の将来が不安だから	3.1
納めた保険料がどのように使われているのかよくわからないから	1.4
自分以外にも加入せず保険料を納めていない人がいるので加入する必要はないと思うから	1.8

- 注1) 無回答の者を除く。
 2) 「加入したくない」の内訳は最も主要な理由である。
 3) 20～59歳の者にかかる状況である。

第1号未加入者の今後の加入意志をみると、加入する意志のある者は21.6%であり、ない者は61.0%となっている。

また、年齢階級別にみると、20歳代の若い世代では加入意志のある者の割合が他の年齢階級に比べて高い傾向があり、20～24歳では62.1%、25～29歳では69.3%となっている。

	人数				割合			
	総数	あり	なし	無回答	総数	あり	なし	無回答
	(単位:千人)				(単位:%)			
第1号未加入者	363	78	221	63	100.0	21.6	61.0	17.4
20～24歳	3	2	1	0	100.0	62.1	28.9	9.0
25～29歳	8	5	2	1	100.0	69.3	19.7	10.9
30～34歳	18	5	9	4	100.0	30.2	47.7	22.1
35～39歳	8	2	4	1	100.0	30.2	55.1	14.7
40～44歳	55	17	20	18	100.0	30.1	36.5	33.5
45～49歳	74	15	53	5	100.0	20.6	72.2	7.2
50～54歳	86	16	66	5	100.0	17.9	76.1	6.0
55～59歳	111	16	67	28	100.0	14.6	60.3	25.0

注) 20～59歳の者にかかる状況である。

3. 就業状況（20～59歳の者の状況）

（1）就業形態

20～59歳の者の就業形態をみると、第1号被保険者のうち就業者は1,623万3千人（74.3%）、非就業者（不詳を含む。）は560万6千人（25.7%）となっている。

第3号被保険者では就業者は512万9千人（46.6%）、非就業者（不詳を含む。）は588万3千人（53.4%）となっている。

また、第1号未加入者では就業者は27万4千人（75.7%）、非就業者（不詳を含む。）は8万8千人（24.3%）となっている。

就業形態別公的年金加入状況（20～59歳）

	総数	加入者						非加入者			
		第1号被保険者	第2号被保険者	厚生年金 保	共済組合 保	第3号被保険者	第1号未加入者	第3号届出遅者	その他の非加入者		
総数	68,485	67,580	21,839	34,729	30,230	4,499	11,012	905	363	3	539
就業者	55,588	55,148	16,233	33,785	29,403	4,383	5,129	440	274	3	163
自営	7,094	6,906	6,262	269	269	0	374	188	148	1	39
自営業主	4,317	4,167	3,865	169	169	0	133	150	118	0	32
家族従業者	2,777	2,739	2,397	100	100	0	242	38	30	0	8
雇用者	45,440	45,259	7,989	33,516	29,133	4,383	3,754	182	91	2	88
フルタイム雇用者	36,828	36,768	2,985	33,516	29,133	4,383	267	59	28	0	33
フルタイムでない雇用者	8,613	8,490	5,004	0	0	0	3,487	122	66	2	55
その他	3,054	2,983	1,982	0	0	0	1,002	71	35	0	36
非就業者・不詳	12,897	12,433	5,606	944	827	117	5,883	464	88	0	376
										(単位：千人)	
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
就業者	81.2	81.6	74.3	97.3	97.3	97.4	46.6	48.7	75.7	100.0	30.3
自営	10.4	10.2	28.7	0.8	0.9	0.0	3.4	20.8	40.8	27.9	7.3
自営業主	6.3	6.2	17.7	0.5	0.6	0.0	1.2	16.6	32.5	16.4	5.9
家族従業者	4.1	4.1	11.0	0.3	0.3	0.0	2.2	4.2	8.4	11.5	1.4
雇用者	66.4	67.0	36.6	96.5	96.4	97.4	34.1	20.1	25.2	72.1	16.4
フルタイム雇用者	53.8	54.4	13.7	96.5	96.4	97.4	2.4	6.6	7.1	0.0	6.2
フルタイムでない雇用者	12.6	12.6	22.9	0.0	0.0	0.0	31.7	13.5	18.1	72.1	10.2
その他	4.5	4.4	9.1	0.0	0.0	0.0	9.1	7.8	9.6	0.0	6.6
非就業者・不詳	18.8	18.4	25.7	2.7	2.7	2.6	53.4	51.3	24.3	0.0	69.7
										(単位：%)	
総数	100.0	98.7	31.9	50.7	44.1	6.6	16.1	1.3	0.5	0.0	0.8
就業者	100.0	99.2	29.2	60.8	52.9	7.9	9.2	0.8	0.5	0.0	0.3
自営	100.0	97.3	88.3	3.8	3.8	0.0	5.3	2.7	2.1	0.0	0.6
自営業主	100.0	96.5	89.5	3.9	3.9	0.0	3.1	3.5	2.7	0.0	0.7
家族従業者	100.0	98.6	86.3	3.6	3.6	0.0	8.7	1.4	1.1	0.0	0.3
雇用者	100.0	99.6	17.6	73.8	64.1	9.6	8.3	0.4	0.2	0.0	0.2
フルタイム雇用者	100.0	99.8	8.1	91.0	79.1	11.9	0.7	0.2	0.1	0.0	0.1
フルタイムでない雇用者	100.0	98.6	58.1	0.0	0.0	0.0	40.5	1.4	0.8	0.0	0.6
その他	100.0	97.7	64.9	0.0	0.0	0.0	32.8	2.3	1.1	0.0	1.2
非就業者・不詳	100.0	96.4	43.5	7.3	6.4	0.9	45.6	3.6	0.7	0.0	2.9

注1) 20～59歳の者にかかる状況である。

2) 用語は次のとおりである（社会保険の適用関係を直接示すものではない）。

- 自営：個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・行商従事者などをいう。家族従業者を含む。
- フルタイムの雇用者：雇用者であって、1日の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が概ね一般社員に相当する者をいう。
- フルタイムでない雇用者：「フルタイムの雇用者」以外の雇用者をいう。
- その他：「自営」、「雇用者」以外の就業者をいう（例：学生の実業補習校等のアルバイト、内職等）。

20～59歳の雇用者について、労働契約形態をみると、労働者派遣事業所の派遣社員が218万2千人、下請従業者が160万8千人となっている。

労働派遣事業所の派遣者社員の公的年金加入状況をみると、第1号被保険者が32.2%、第2号被保険者が56.1%、第3号被保険者が11.0%、第1号未加入者が0.4%となっている。

下請従業者の公的年金加入状況をみると、第1号被保険者が34.6%、第2号被保険者が53.9%、第3号被保険者が9.6%、第1号未加入者が1.1%となっている。

労働契約形態別公的年金加入状況（20～59歳）

	総数	加入者						非加入者			
		第1号被保険者	第2号被保険者	厚生年金 保	共済組合	第3号被保険者	第1号未加入者	第3号届出者	その他の非加入者		
雇用者	45,440	45,259	7,989	33,516	29,133	4,383	3,754	182	91	2	88
労働者派遣事業所の派遣社員	2,182	2,166	703	1,223	1,223	0	240	16	8	0	8
登録型（再掲）	1,029	1,018	384	489	489	0	145	11	7	0	4
常用型（再掲）	1,073	1,069	292	687	687	0	90	4	1	0	3
下請従業者	1,608	1,578	557	866	866	0	155	30	18	0	12
		(単位：千人)									
雇用者	100.0	99.6	17.6	73.8	64.1	9.6	8.3	0.4	0.2	0.0	0.2
労働者派遣事業所の派遣社員	100.0	99.3	32.2	56.1	56.1	0.0	11.0	0.7	0.4	0.0	0.4
登録型（再掲）	100.0	98.9	37.3	47.5	47.5	0.0	14.1	1.1	0.7	0.0	0.4
常用型（再掲）	100.0	99.6	27.2	64.0	64.0	0.0	8.4	0.4	0.1	0.0	0.3
下請従業者	100.0	98.1	34.6	53.9	53.9	0.0	9.6	1.9	1.1	0.0	0.7
		(単位：%)									
雇用者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
労働者派遣事業所の派遣社員	4.8	4.8	8.8	3.6	4.2	0.0	6.4	8.9	9.3	0.0	8.7
登録型（再掲）	2.3	2.2	4.8	1.5	1.7	0.0	3.9	6.0	7.6	0.0	4.4
常用型（再掲）	2.4	2.4	3.6	2.1	2.4	0.0	2.4	2.4	1.6	0.0	3.2
下請従業者	3.5	3.5	7.0	2.6	3.0	0.0	4.1	16.8	20.2	0.0	13.6

注1) 20～59歳の雇用者にかかる状況である。

2) 用語は次のとおりである（社会保険の適用関係を直接示すものではない）。

労働者派遣事業所の派遣社員

： 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。「労働者派遣法」と呼ばれている。）に基づいて派遣元事業所から派遣されている者。派遣元事業主、派遣労働者及び派遣先の間には以下の関係が存在する。

- ・ 派遣元事業主と派遣労働者の間に雇用関係
- ・ 派遣元事業主と派遣先の間には労働者派遣契約
- ・ 派遣先と派遣労働者の間に指揮命令関係（派遣先が派遣労働者の指揮命令権を持つ）

以下の2つの型がある。

登録型： 派遣元が派遣労働を希望する労働者を登録しておき、労働者を派遣する際に登録されている者の中から期間を定めて雇用し派遣を行う形態をいう。派遣する際に締結された雇用契約は、定められた期間が終了すれば解除される。契約期間中と登録期間中の2つの場合があるが、両期間中とも、「登録型」に該当する。

常用型： 派遣元に常用労働者として雇用されている形態をいう。期間の定めなく派遣元と派遣労働者の間に雇用契約が存在する場合他に、1年以上の雇用契約によって派遣労働者が採用されている場合も含む。

下請従業者： 下請として請負先の事業所で働いている者をいう。

(2) 事業の種類

20～59歳の就業者の事業の種類をみると、建設業、対個人サービス（洗濯・理美容・浴場等）、娯楽業、飲食店・宿泊業で第1号未加入者の占める割合が高くなっている。

事業の種類別公的年金加入状況（20～59歳）

	総数	加入者						非加入者			
		加入者	第1号 被保険者	第2号 被保険者	厚生年金 保	共済組合 保	第3号 被保険者	第1号 未加入者	第3号 届出遅者	その他の 非加入者	
就業者	55,588	55,148	18,233	33,785	29,403	4,383	5,129	440	274	3	163
農林漁業	1,217	1,212	933	189	171	18	91	4	1	0	3
鉱業	176	176	46	127	120	7	3	0	0	0	0
建設業	4,618	4,518	2,016	2,422	2,405	18	79	100	77	0	23
製造業	10,092	10,050	1,553	7,954	7,918	36	542	42	27	2	13
電気・ガス・熱供給・水道業	1,043	1,039	288	718	705	13	33	4	3	0	2
情報通信業	1,642	1,637	223	1,364	1,333	31	50	5	2	0	3
運輸業	2,576	2,567	525	1,941	1,910	32	101	8	7	0	1
卸売・小売業	6,171	6,115	1,802	3,465	3,441	23	848	58	33	0	23
金融・保険業	1,551	1,551	129	1,295	1,276	19	126	1	0	0	1
不動産業	478	473	168	263	259	4	43	5	4	0	1
飲食店・宿泊業	2,678	2,629	1,511	717	701	16	401	49	30	0	19
医療・福祉	4,347	4,332	754	3,115	2,758	358	463	15	5	0	10
教育・学習支援業	1,574	1,566	362	1,028	345	683	175	9	2	0	7
学術・開発研究機関	186	186	20	163	109	54	3	0	0	0	0
複合サービス(郵便局・農協等)	474	474	25	434	260	173	16	0	0	0	0
対個人サービス(洗濯・理美容・浴場等)、娯楽業	1,369	1,344	763	419	411	7	163	25	22	0	3
修理、物品賃貸、廃棄物処理	711	705	243	444	443	1	19	6	4	0	1
広告、その他の事業サービス	2,012	1,997	675	1,141	1,131	10	181	15	5	0	9
政治・経済・文化団体	134	134	38	86	80	6	9	0	0	0	0
その他のサービス	4,895	4,853	1,786	2,470	2,437	33	597	43	31	0	12
公務	3,099	3,099	6	3,092	336	2,756	1	0	0	0	0
不詳	4,544	4,490	2,368	937	852	86	1,185	54	22	0	31
										(単位：千人)	
就業者	100.0	99.2	29.2	60.8	52.9	7.9	9.2	0.8	0.5	0.0	0.3
農林漁業	100.0	99.6	76.7	15.5	14.1	1.5	7.5	0.4	0.1	0.0	0.3
鉱業	100.0	99.9	26.2	72.2	68.2	4.0	1.6	0.1	0.0	0.0	0.1
建設業	100.0	97.8	43.7	52.5	52.1	0.4	1.7	2.2	1.7	0.0	0.5
製造業	100.0	99.6	15.4	78.8	78.5	0.4	5.4	0.4	0.3	0.0	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	99.6	27.6	68.8	67.6	1.2	3.2	0.4	0.3	0.0	0.2
情報通信業	100.0	99.7	13.6	83.1	81.2	1.9	3.0	0.3	0.1	0.0	0.2
運輸業	100.0	99.7	20.4	75.4	74.1	1.2	3.9	0.3	0.3	0.0	0.0
卸売・小売業	100.0	99.1	29.2	56.2	55.8	0.4	13.7	0.9	0.5	0.0	0.4
金融・保険業	100.0	99.9	8.3	83.5	82.3	1.2	8.1	0.1	0.0	0.0	0.1
不動産業	100.0	99.0	35.2	54.9	54.2	0.8	8.9	1.0	0.7	0.0	0.2
飲食店・宿泊業	100.0	98.2	56.4	26.8	26.2	0.6	15.0	1.8	1.1	0.0	0.7
医療・福祉	100.0	99.7	17.3	71.7	63.5	8.2	10.6	0.3	0.1	0.0	0.2
教育・学習支援業	100.0	99.4	23.0	65.3	21.9	43.4	11.1	0.6	0.1	0.0	0.5
学術・開発研究機関	100.0	99.8	10.5	87.5	58.4	29.2	1.8	0.2	0.2	0.0	0.0
複合サービス(郵便局・農協等)	100.0	100.0	5.2	91.5	54.9	36.6	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0
対個人サービス(洗濯・理美容・浴場等)、娯楽業	100.0	98.2	55.7	30.6	30.1	0.5	11.9	1.8	1.6	0.0	0.2
修理、物品賃貸、廃棄物処理	100.0	99.2	34.1	62.5	62.4	0.1	2.6	0.8	0.6	0.0	0.1
広告、その他の事業サービス	100.0	99.3	33.5	56.7	55.2	0.5	9.0	0.7	0.3	0.0	0.5
政治・経済・文化団体	100.0	99.9	28.5	64.6	60.0	4.5	6.8	0.1	0.1	0.0	0.0
その他のサービス	100.0	99.1	36.5	50.5	49.8	0.7	12.2	0.9	0.6	0.0	0.2
公務	100.0	100.0	0.2	99.8	10.8	88.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不詳	100.0	98.8	52.1	20.6	18.7	1.9	26.1	1.2	0.5	0.0	0.7
										(単位：%)	

注) 20～59歳の就業者にかかる状況である。

4. 在学状況（20～59歳の者の状況）

20～59歳の学生数は299万7千人で、そのうち、第1号被保険者は266万2千人（学生全体の88.8%）、第2号被保険者は21万8千人（学生全体の7.3%）、第3号被保険者7万2千人（学生全体の2.4%）となっている。

また、第1号未加入者数は7千人であり、学生全体に占める第1号未加入者の割合は0.2%となっている。

なお、昼間学生における第1号未加入者数は4千人（昼間学生全体の0.1%）となっており、平成13年調査の6万0千人（昼間学生全体の2.3%）から5万6千人（昼間学生全体に占める割合で2.2ポイント）の減少となっている。

在学状況別公的年金加入状況（20～59歳）

	総数										
	加入者							非加入者			
	第1号被保険者	第2号被保険者	厚生年金保	共済組合保	第3号被保険者	第1号未加入者	第3号届出選者	その他の非加入者			
学生総数	2,997	2,952	2,662	218	178	40	72	45	7	0	37
昼間	2,836	2,796	2,534	199	164	35	63	40	4	0	36
4年制大学	1,828	1,809	1,699	96	78	18	14	19	2	0	18
大学院	195	194	171	14	5	10	9	1	0	0	1
短期大学	47	46	42	3	2	0	2	1	0	0	0
高等専門学校・高等学校	114	113	92	19	16	4	2	1	0	0	1
専門学校・各種学校	485	482	426	48	47	0	8	4	0	0	3
その他	167	152	105	19	16	3	28	15	2	0	13
夜間・通信制	161	156	128	19	14	5	9	5	3	0	1
夜間学校	53	51	42	8	7	1	1	1	0	0	1
通信制学校	108	104	86	11	7	3	7	3	3	0	0
学生総数	100.0	98.5	88.8	7.3	6.0	1.3	2.4	1.5	0.2	0.0	1.2
昼間	100.0	98.6	89.3	7.0	5.8	1.2	2.2	1.4	0.1	0.0	1.3
4年制大学	100.0	98.9	92.9	5.3	4.3	1.0	0.8	1.1	0.1	0.0	1.0
大学院	100.0	99.7	87.7	7.4	2.5	4.9	4.5	0.3	0.0	0.0	0.3
短期大学	100.0	98.9	89.5	5.5	5.0	0.5	3.9	1.1	0.7	0.0	0.5
高等専門学校・高等学校	100.0	99.4	80.5	16.8	13.6	3.1	2.2	0.6	0.0	0.0	0.6
専門学校・各種学校	100.0	99.3	87.7	9.9	9.8	0.1	1.7	0.7	0.1	0.0	0.7
その他	100.0	91.0	62.8	11.3	9.7	1.6	17.0	9.0	0.9	0.2	7.9
夜間・通信制	100.0	97.0	79.8	11.7	8.8	2.9	5.5	3.0	2.0	0.0	0.9
夜間学校	100.0	97.3	79.4	15.2	12.8	2.3	2.7	2.7	0.0	0.0	2.7
通信制学校	100.0	96.9	80.0	10.0	6.8	3.2	6.9	3.1	3.1	0.0	0.0

注) 20～59歳の者にかかる状況である。

5. 医療保険加入状況（20～59歳の者の状況）

20～59歳の者の医療保険加入状況をみると、第1号未加入者のうち国民健康保険に加入している者は31万1千人となっており、第1号未加入者の85.6%を占めている。

医療保険加入状況別公的年金加入状況（20～59歳）

	医療保険加入状況別公的年金加入状況（20～59歳）										
	総数	加入者						非加入者			
		第1号被保険者	第2号被保険者	厚生年金保険	共済組合	第3号被保険者	第1号未加入者	第3号届出退者	その他の非加入者		
総数	68,485	67,580	21,839	34,729	30,230	4,499	11,012	905	363	3	539
国民健康保険	20,059	19,409	17,239	2,012	2,012	0	159	650	311	2	337
国民健康保険(市区町村)	16,323	15,753	15,753	0	0	0	0	570	270	0	300
国民健康保険(組合)	3,735	3,656	1,485	2,012	2,012	0	159	80	41	2	37
被用者健康保険	43,839	43,773	3,640	30,221	25,774	4,447	9,912	66	8	0	58
政府管掌健康保険 本人	13,089	13,088	191	12,897	12,856	41	0	2	0	0	2
家族	4,412	4,392	977	0	0	0	3,415	20	2	0	18
組合管掌健康保険 本人	13,267	13,266	280	12,986	12,857	129	0	1	0	0	1
家族	6,320	6,293	1,421	0	0	0	4,872	27	6	0	21
共済組合 本人	4,339	4,337	64	4,273	0	4,273	0	2	0	0	2
家族	2,302	2,290	699	0	0	0	1,591	12	0	0	12
船員保険 本人	67	66	1	65	61	4	0	1	0	0	1
家族	43	42	8	0	0	0	34	1	0	0	1
その他	487	374	374	0	0	0	0	113	35	0	79
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
国民健康保険	29.3	28.7	78.9	5.8	6.7	0.0	1.4	71.9	85.6	83.6	62.6
国民健康保険(市区町村)	23.8	23.3	72.1	0.0	0.0	0.0	0.0	63.1	74.5	0.0	55.7
国民健康保険(組合)	5.5	5.4	6.8	5.8	6.7	0.0	1.4	8.8	11.2	83.6	6.9
被用者健康保険	64.0	64.8	16.7	87.0	85.3	98.8	90.0	7.3	2.2	0.0	10.7
政府管掌健康保険 本人	19.1	19.4	0.9	37.1	42.5	0.9	0.0	0.2	0.0	0.0	0.3
家族	6.4	6.5	4.5	0.0	0.0	0.0	31.0	2.2	0.6	0.0	3.3
組合管掌健康保険 本人	19.4	19.6	1.3	37.4	42.5	2.9	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2
家族	9.2	9.3	6.5	0.0	0.0	0.0	44.2	3.0	1.6	0.0	4.0
共済組合 本人	6.3	6.4	0.3	12.3	0.0	95.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.3
家族	3.4	3.4	3.2	0.0	0.0	0.0	14.4	1.3	0.1	0.0	2.2
船員保険 本人	0.1	0.1	0.0	0.2	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1
家族	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.0	0.0	0.2
その他	0.7	0.6	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	9.5	0.0	14.6

注1) 総数には不詳を含む。

2) 20～59歳の者にかかる状況である。

また、第1号未加入者のうち国民健康保険加入者数を以前の調査と比較すると、平成10年調査では74万3千人、平成13年調査では47万6千人、平成16年調査では31万1千人と減少している。第1号未加入者に占める割合は、それぞれ74.8%、75.0%、85.6%と増加している。

第1号未加入者の医療保険加入状況の推移

	平成4年調査	平成7年調査	平成10年調査	平成13年調査	平成16年調査
第1号未加入者	1,928	1,580	993	635	363
国民健康保険	1,356	1,104	743	476	311
被用者保険(家族)	426	345	147	61	8
その他	147	131	63	46	35
第1号未加入者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
国民健康保険	70.3	69.9	74.8	75.0	85.6
被用者保険(家族)	22.1	21.8	14.8	9.6	2.2
その他	7.6	8.3	6.3	7.2	9.5

注1) 平成7年調査は兵庫県を除く。

2) 平成4年調査及び平成7年調査の「その他」には、不詳を含む。

6. 生命保険・個人年金加入状況（20～59歳の者の状況）

20～59歳の者の生命保険・個人年金加入状況をみると、少なくともいずれか一方に加入している者の割合は、第1号被保険者では7割以上、第2号被保険者及び第3号被保険者では8割以上、第1号未加入者でも半数以上となっている。

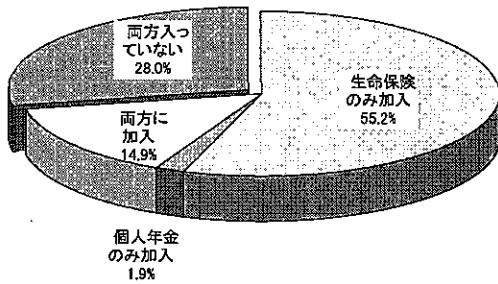
なお、第1号未加入者で生命保険・個人年金のいずれにも加入している者は10.0%となっている。

生命保険・個人年金加入状況（20～59歳）

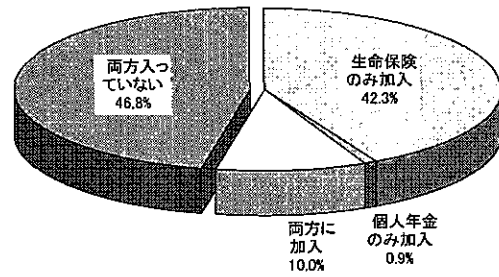
	総数	第1号	第2号	第3号	第1号
		被保険者	被保険者	被保険者	未加入者
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生命保険のみ加入	60.7	55.2	63.6	63.8	42.3
個人年金のみ加入	1.7	1.9	1.4	2.4	0.9
両方に加入	19.4	14.9	23.2	16.8	10.0
両方入っていない	18.2	28.0	11.8	17.0	46.8

(単位:%)

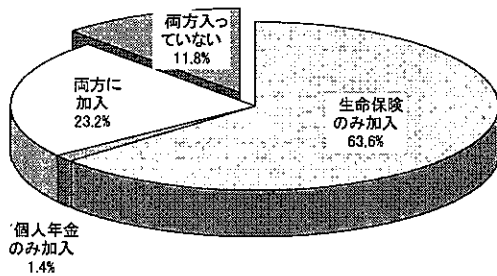
第1号被保険者



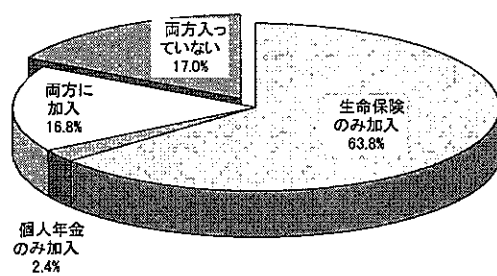
第1号未加入者



第2号被保険者



第3号被保険者



注1) 無回答の者を除く。

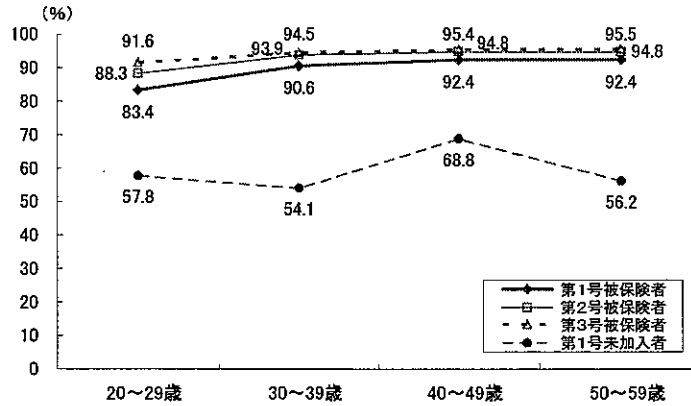
注2) 20～59歳の者にかかる状況である。

7. 公的年金制度の周知状況（20～59歳の者の状況）

（1）加入・納付状況に関する周知度

20～59歳の国民は公的年金に加入し、保険料を納付しなければならないことについて知っている者の割合は、第3号被保険者で94.8%、第2号被保険者で93.1%、第1号被保険者で89.2%となっているのに対して、第1号未加入者では60.6%となっている。

加入・納付義務に関する周知度（20～59歳）

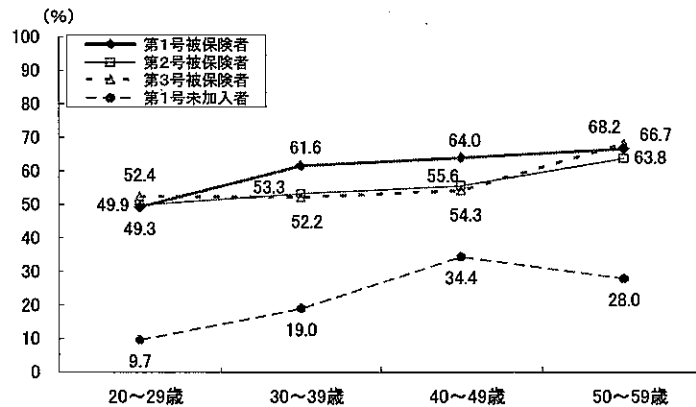


注) 無回答の者を除く。以下のグラフについても同じ。

（2）保険料免除制度に関する周知度

保険料の免除制度について知っている者の割合は、第1号被保険者で59.6%、第3号被保険者で57.3%、第2号被保険者で55.7%となっているのに対して、第1号未加入者では29.0%にとどまっている。

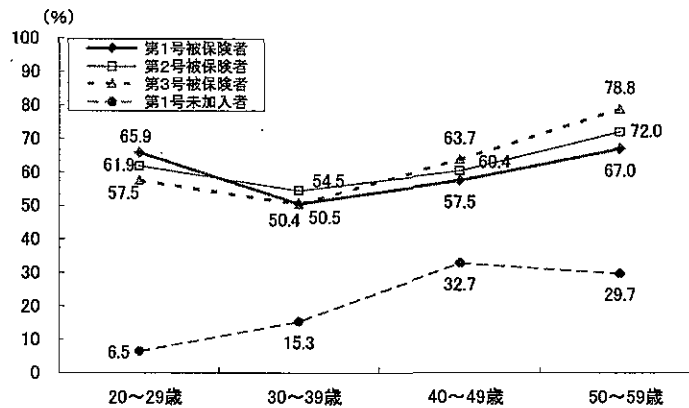
保険料免除制度に関する周知度（20～59歳）



(3) 学生納付特例制度に関する周知度

学生納付特例制度について知っている者の割合は、第3号被保険者で63.0%、第2号被保険者で61.9%、第1号被保険者で61.6%となっているのに対して、第1号未加入者では28.9%にとどまっている。

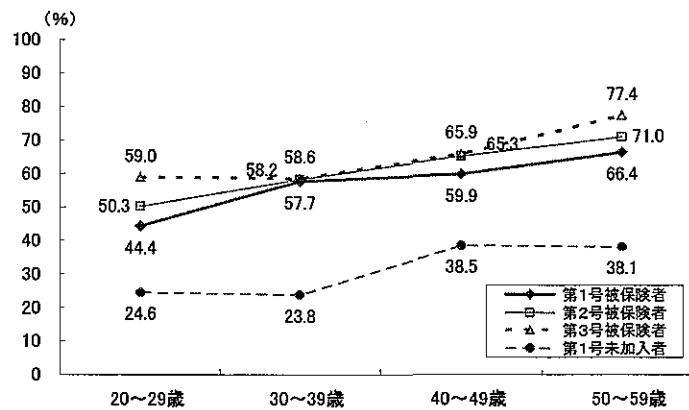
学生納付特例制度に関する周知度 (20~59歳)



(4) 障害年金に関する周知度

障害年金について知っている者の割合は、第3号被保険者で66.1%、第2号被保険者で61.2%、第1号被保険者で56.5%となっているのに対して、第1号未加入者では36.8%にとどまっている。

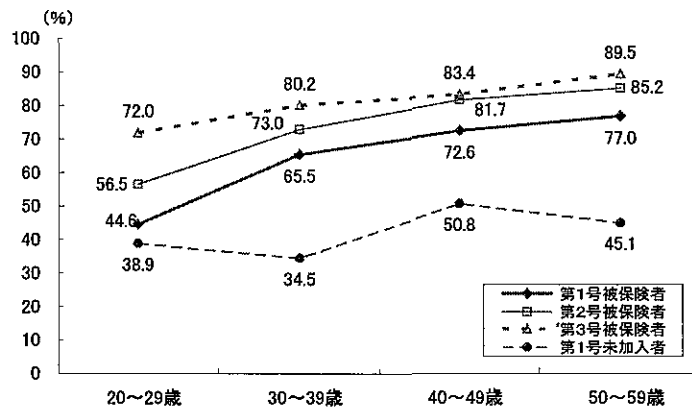
障害年金に関する周知度 (20~59歳)



(5) 遺族年金に関する周知度

遺族年金について知っている者の割合は、第3号被保険者で83.0%、第2号被保険者で74.3%、第1号被保険者で63.6%となっているのに対して、第1号未加入者では46.1%にとどまっている。

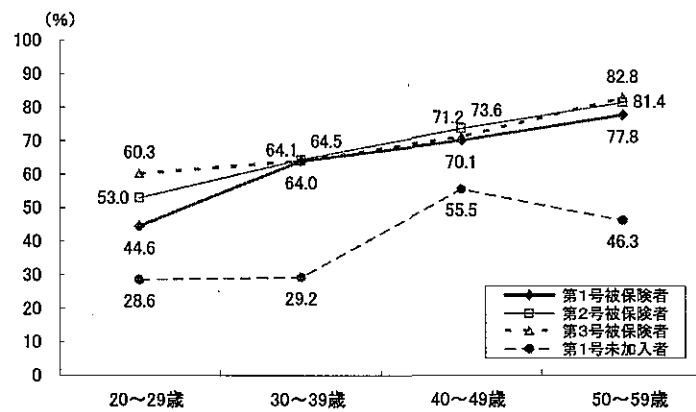
遺族年金に関する周知度 (20～59歳)



(6) 年金受給要件に関する周知度

年金受給要件について知っている者の割合は、第3号被保険者で71.1%、第2号被保険者で68.2%、第1号被保険者で63.1%となっているのに対して、第1号未加入者では47.7%にとどまっている。

年金受給要件に関する周知度 (20～59歳)

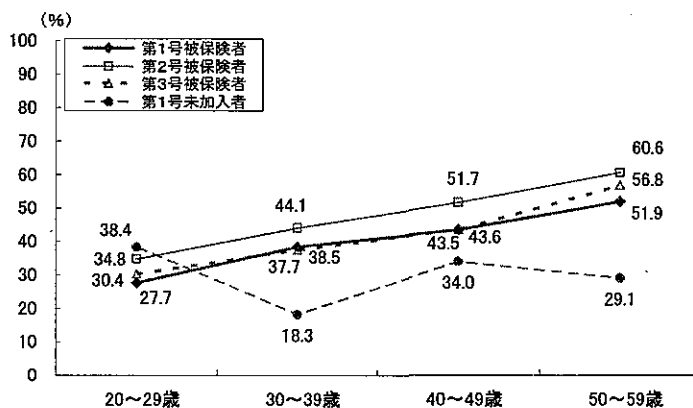


(7) 年金給付の実質価値維持の制度に関する周知度

年金額が物価の上昇に応じてスライド改定されていること（実質価値の維持）について知っている者の割合は、第2号被保険者で47.9%、第3号被保険者で44.1%、第1号被保険者で40.1%、第1号未加入者では30.3%となっている。

20～29歳では、知っている者の割合は、第1号未加入者では38.4%、第2号被保険者で34.8%、第3号被保険者で30.4%、第1号被保険者で27.7%となっており、この年齢階級では加入状況による違いはあまり見られない。

年金給付の実質価値維持の制度に関する周知度（20～59歳）

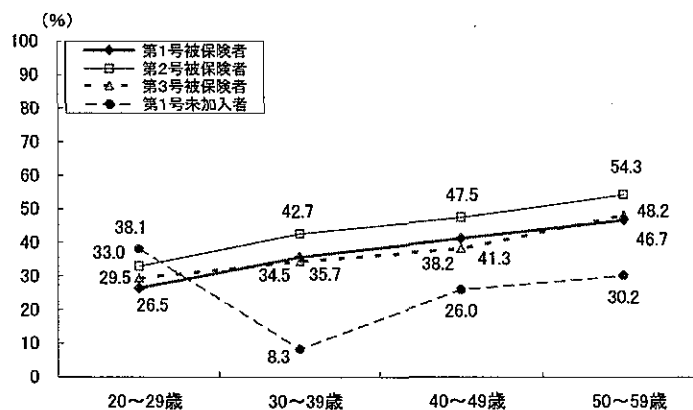


(8) 基礎年金の国庫負担に関する周知度

基礎年金には国庫負担が3分の1あることについて知っている者の割合は、全体的に低く、第2号被保険者で44.5%、第3号被保険者で39.0%、第1号被保険者で37.1%、第1号未加入者で27.4%となっている。

20～29歳では、知っている者の割合は、第1号未加入者で38.1%、第2号被保険者で33.0%、第3号被保険者で29.5%、第1号被保険者で26.5%となっており、この年齢階級では加入状況による違いはあまり見られない。

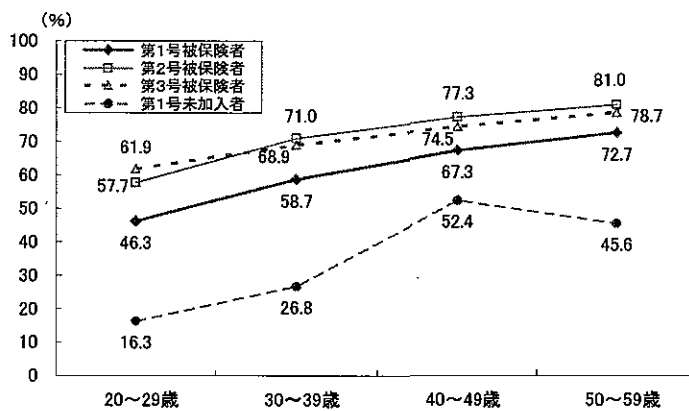
基礎年金の国庫負担に関する周知度（20～59歳）



(9) 基礎年金の財政に関する周知度

基礎年金の財政は、厚生年金保険、共済組合、国民年金などの全ての公的年金制度の加入者の負担で支えられていることについて知っている者の割合は、第3号被保険者で72.7%、第2号被保険者で71.9%と高く、第1号被保険者が60.5%となっているのに対して、第1号未加入者では45.7%となっている。

基礎年金の財政に関する周知度 (20～59歳)

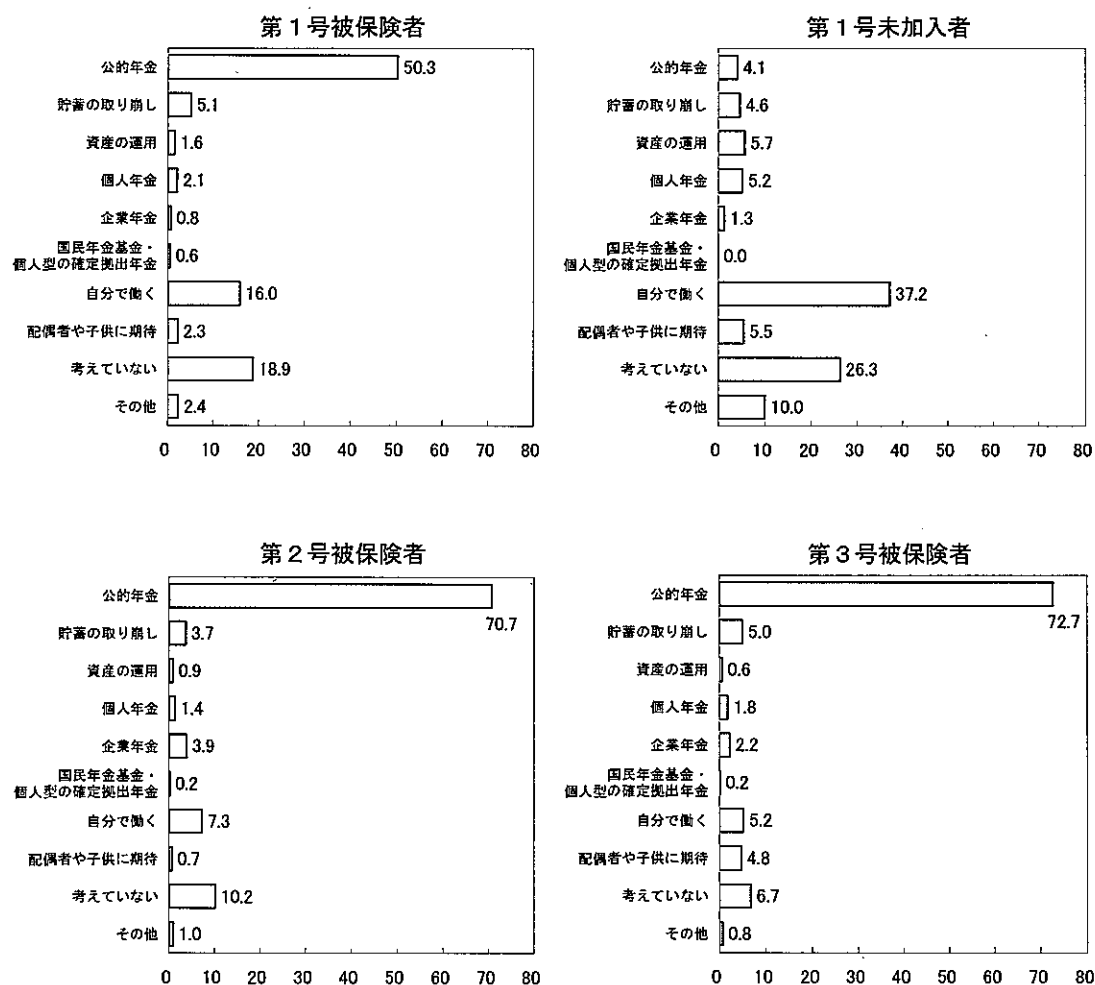


8. 老後の生活設計（20～59歳の者の状況）

老後の生活設計についての主要回答をみると、公的年金加入者では、「公的年金」が最も多い。第2号被保険者及び第3号被保険者では7割以上を占めており、第1号被保険者でも50.3%を占めている。対して、第1号未加入者では、「自分で働く」が37.2%で最も多く、「考えていない」が26.3%、「資産の運用」が5.7%となっている。

老後の生活設計（主要回答）（20～59歳）

（単位：％）

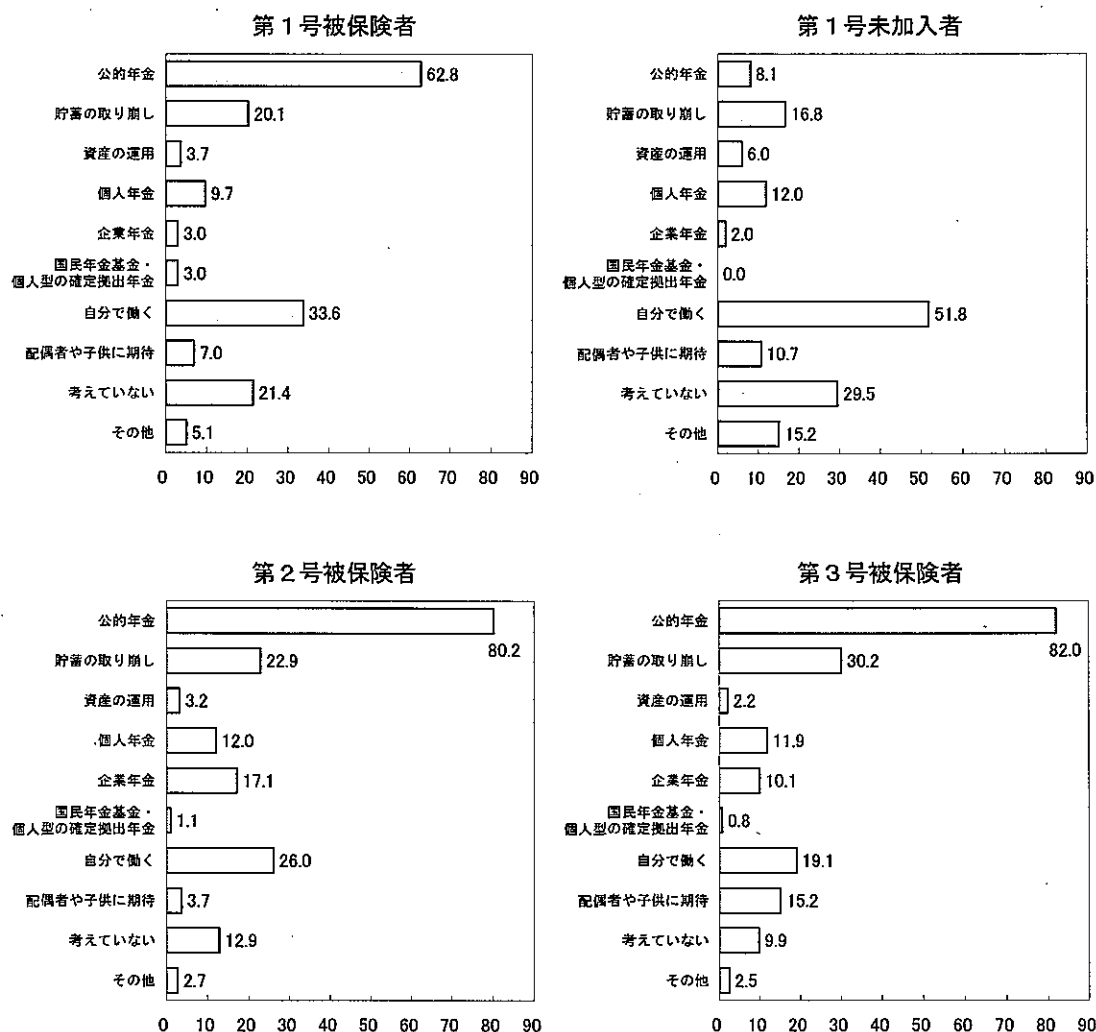


- 注1) 無回答の者を除く。
 2) 20～59歳の者にかかる状況である。

また、複数回答（3つまで）をみると、公的年金加入者では、「公的年金」が最も多い。第2号被保険者及び第3号被保険者では8割程度を占めており、第1号被保険者でも62.8%を占めている。対して、第1号未加入者では、「自分で働く」が51.8%、「考えていない」が29.5%、「貯蓄の取り崩し」が16.8%となっている。

老後の生活設計（複数回答（3つまで））（20～59歳）

（単位：％）



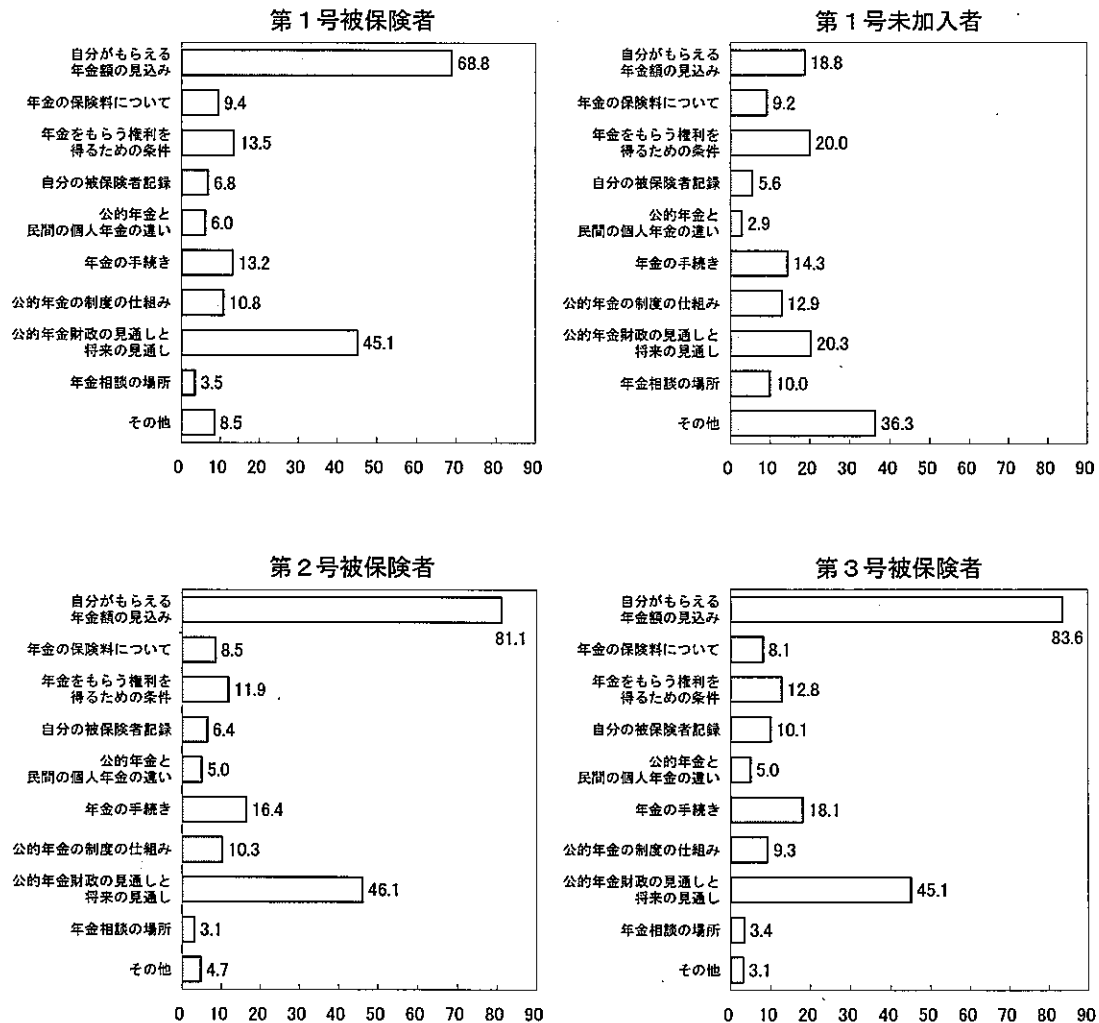
- 注1) 無回答の者を除く。
 注2) 複数回答（3つまで）であるため、合計は100%を超える。
 注3) 20～59歳の者にかかる状況である。

9. 公的年金に関して知りたいこと（20～59歳の者の状況）

公的年金に関して知りたいことをみると、公的年金加入者では、「自分がもらえる年金額の見込み」や「公的年金財政の見通しと将来の見通し」について知りたいとする者の割合が際立って高いが、第1号未加入者ではそのような傾向が見られない。

公的年金に関して知りたいこと（20～59歳）

（単位：％）



注1) 無回答の者を除く。

注2) 複数回答（3つまで）であるため、合計は100%を超える。

注3) 20～59歳の者にかかる状況である。

10. 公的年金受給状況（65歳以上の者の状況）

（1）概要

平成16年11月30日現在における65歳以上の者については、被保険者が60万0千人、被保険者以外で公的年金（恩給を含む。）受給権ありの者が2,368万2千人、公的年金受給権なしの者が62万6千人となっている。

前回の平成13年調査における結果と比較して、被保険者は57万0千人の増加、公的年金受給権ありの者は155万6千人の増加、公的年金受給権なしの者は2万4千人の増加となった。

なお、65歳以上人口に占める被保険者の割合は2.4%、公的年金受給権ありの者の割合は95.1%、公的年金受給権なしの者の割合は2.5%となり、前回調査と比較してそれぞれ2.3ポイントの増加、2.1ポイントの減少、0.1ポイントの減少となっている。

公的年金加入・受給状況（65歳以上）

	総数	被保険者			被保険者以外			
		国民年金 任意加入	厚生年金 保	共済組合	公的年金 受給権あ	公的年金 受給権な	り	し
総数	24,908	600	12	560	28	24,308	23,682	626
男子	10,521	436	5	407	23	10,086	9,802	284
女子	14,386	164	6	153	5	14,222	13,880	342
							(単位：千人)	
総数	100.0	2.4	0.0	2.2	0.1	97.6	95.1	2.5
男子	100.0	4.1	0.1	3.9	0.2	95.9	93.2	2.7
女子	100.0	1.1	0.0	1.1	0.0	98.9	96.5	2.4
							(単位：%)	

注1) 65歳以上の者にかかる状況である。

2) 被保険者には、被用者年金保険の老齢（退職）給付の受給権を有する在職者も含む。

また、公的年金受給権なしの者を男女別にみると、男子28万4千人、女子34万2千人となっており、前回調査と比較して、男子は4万2千人の増加、女子は1万8千人の減少となった。

なお、65歳以上人口に占める公的年金受給権なしの者の割合は、男子では2.7%、女子では2.4%となり、前回調査と比較して、男子は増加、女子は減少している。

（2）公的年金受給権なしの者の配偶者の状況

公的年金受給権なしの者の配偶者の状況をみると、配偶者ありの者が40万3千人（配偶者が同居している者が38万5千人）、このうち夫婦としては年金をもらっている者等は18万2千人となっている。「夫婦としては年金をもらっている者等」以外の公的年金受給権なしの者は44万4千人となっており、この者が65歳以上人口に占める割合は1.8%で、前回調査と同じ割合となった。

公的年金受給権なしの者（65歳以上）の配偶者の状況

	受給権なし	
	男子	女子
	(単位:千人)	
総数	626	342
配偶者あり	403	207
配偶者が同居している	385	196
同居配偶者が受給権あり	126	74
同居配偶者が被保険者	56	11
同居配偶者がいずれでもない	138	83
同居配偶者の状況不詳	65	28
配偶者が同居していない	13	12
配偶者が同居しているかどうか不詳	5	0
配偶者なし	221	134
配偶者の有無不詳	1	1
(再掲)		
夫婦としては年金をもらっている者等	182	85
それ以外の公的年金受給権なしの者	444	257

注1) 65歳以上の者にかかる状況である。

2) 「それ以外の公的年金受給権なしの者」には、配偶者なしの者、配偶者が同居していない者及び配偶者の状況が不詳の者を含む。

また、公的年金受給権なしの者の配偶者の状況を男女別にみると、夫婦としては年金をもらっている者等は、男子9万7千人、女子8万5千人となっており、65歳以上人口に占める割合は、前回調査と比較して、男子（配偶者は女子）では増加、女子（配偶者は男子）では減少している。「夫婦としては年金をもらっている者等」以外の公的年金受給権なしの者は、男子18万6千人、女子25万7千人となっており、65歳以上人口に占める割合は男女とも前回調査とほぼ同じ割合となった。

公的年金受給権なしの者（65歳以上）人数及び割合の推移

	平成10年調査		平成13年調査		平成16年調査	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
	(単位:千人) (単位:%)		(単位:千人) (単位:%)		(単位:千人) (単位:%)	
総数	801	3.9	602	2.6	626	2.5
男子	242	2.9	242	2.5	284	2.7
女子	559	4.7	360	2.7	342	2.4
夫婦としては年金をもらっている者等	362	1.8	198	0.9	182	0.7
男子	90	1.1	79	0.8	97	0.9
女子	272	2.3	119	0.9	85	0.6
それ以外の公的年金受給権なしの者	439	2.1	404	1.8	444	1.8
男子	152	1.8	163	1.7	186	1.8
女子	287	2.4	241	1.8	257	1.8

注1) 「それ以外の公的年金受給権なしの者」には、配偶者なしの者、配偶者が同居していない者及び配偶者の状況が不詳の者を含む。

2) 平成10年調査では、受給権なしの者に恩給のみ受給者（平成10年国民生活基礎調査によると25万人）を含む。

(3) 都道府県別の状況

65歳以上の者の状況を都道府県別にみると、首都圏及び沖縄県で公的年金受給権なしの者の割合が高くなっている。

都道府県別公的年金加入・受給状況 (65歳以上)

	総数	被保険者				被保険者以外			
		国民年金 任意加入	厚生年金 保	共済組合		公的年金 受給権 あり	公的年金 受給権 なし	割合 (%)	
全 国	24,908	600	12	560	28	24,308	23,682	626	2.5
北海道	1,168	31	1	29	2	1,136	1,104	32	2.7
青森	322	6	0	5	1	316	308	8	2.4
岩手	340	6	0	6	1	333	328	5	1.5
宮城	462	11	0	9	2	451	441	10	2.1
秋田	307	4	0	4	0	303	296	7	2.2
山形	312	4	0	4	0	308	305	3	1.0
福島	472	8	0	7	1	464	456	8	1.7
茨城	556	9	0	8	1	547	532	14	2.5
栃木	383	7	0	7	0	376	368	8	2.0
群馬	411	9	0	8	0	402	395	7	1.7
埼玉	1,082	32	1	29	3	1,050	1,014	36	3.3
千葉	1,002	24	1	23	0	978	944	35	3.5
東京	2,172	68	2	66	0	2,103	2,011	92	4.2
神奈川	1,396	41	1	37	3	1,354	1,312	43	3.1
新潟	578	10	0	10	0	568	561	8	1.3
富山	259	7	0	6	0	253	247	5	2.1
石川	244	6	0	6	0	238	233	5	2.1
福井	187	5	0	5	0	182	178	4	2.3
山梨	193	4	0	4	0	189	184	5	2.5
長野	523	12	0	11	1	511	506	5	0.9
岐阜	434	11	0	11	0	423	416	7	1.7
静岡	761	20	0	19	0	742	732	9	1.2
愛知	1,194	36	0	35	1	1,157	1,138	20	1.7
三重	395	8	0	7	0	387	379	8	1.9
滋賀	247	5	0	5	0	241	238	4	1.5
京都	513	14	0	14	0	498	483	15	2.9
大阪	1,506	39	1	37	0	1,467	1,416	51	3.4
兵庫	1,063	25	0	23	2	1,038	1,018	20	1.9
奈良	278	8	0	7	1	271	263	8	2.8
和歌山	250	5	0	4	1	245	239	6	2.3
鳥取	149	3	0	3	0	146	141	5	3.4
島根	206	4	0	4	0	201	197	5	2.3
岡山	435	11	0	10	1	425	417	7	1.7
広島	590	14	0	13	0	576	565	11	1.9
山口	373	8	0	7	1	365	360	5	1.4
徳島	198	4	0	4	0	193	186	8	3.9
香川	237	6	0	6	0	231	227	3	1.5
愛媛	351	7	0	6	0	345	339	6	1.6
高知	207	4	0	4	0	203	196	7	3.5
福岡	961	23	1	21	2	938	910	28	2.9
佐賀	197	4	0	3	0	194	189	4	2.2
長崎	344	6	0	5	1	338	330	8	2.3
熊本	433	7	0	6	1	426	418	8	1.8
大分	293	6	0	5	0	287	278	9	3.2
宮崎	271	5	0	4	1	266	259	7	2.6
鹿児島	437	9	0	7	2	429	421	8	1.7
沖縄	219	5	0	4	1	214	204	10	4.8
(再掲)									
札幌市	303	9	0	8	1	293	285	8	2.6
仙台市	155	6	0	4	1	149	146	3	2.0
さいたま市	139	5	0	4	1	135	130	4	3.2
千葉市	139	4	0	4	0	135	131	4	3.0
東京都区部	1,489	50	1	49	0	1,438	1,379	59	4.0
横浜市	565	19	0	17	1	547	531	16	2.7
川崎市	182	5	0	5	0	177	172	5	2.8
名古屋市	387	14	0	13	1	373	367	6	1.5
京都市	274	9	0	9	0	265	258	8	2.8
大阪市	468	10	1	9	0	458	443	15	3.2
神戸市	285	8	0	7	1	277	272	5	1.8
広島市	181	5	0	5	0	176	173	3	1.8
北九州市	209	5	0	5	0	204	199	6	2.8
福岡市	198	7	0	6	1	191	185	6	2.9

注1) 65歳以上の者にかかる状況である。

注2) 割合は、65歳以上人口に占める公的年金受給権なしの者の割合である。

(参考1)

公的年金制度の周知状況 (20～59歳)

加入・納付義務に関する周知度

	総数	第1号	第2号	第3号	第1号
		被保険者	被保険者	被保険者	未加入者
総数	91.8	89.2	93.1	94.8	60.6
20～29歳	86.2	83.4	88.3	91.6	57.8
30～39歳	93.1	90.6	93.9	94.5	54.1
40～49歳	93.9	92.4	94.8	95.4	68.8
50～59歳	93.4	92.4	94.8	95.5	56.2

保険料免除制度に関する周知度

	総数	第1号	第2号	第3号	第1号
		被保険者	被保険者	被保険者	未加入者
総数	56.9	59.6	55.7	57.3	29.0
20～29歳	49.6	49.3	49.9	52.4	9.7
30～39歳	55.0	61.6	53.3	52.2	19.0
40～49歳	56.9	64.0	55.6	54.3	34.4
50～59歳	64.9	66.7	63.8	68.2	28.0

学生納付特例制度に関する周知度

	総数	第1号	第2号	第3号	第1号
		被保険者	被保険者	被保険者	未加入者
総数	61.6	61.6	61.9	63.0	28.9
20～29歳	63.2	65.9	61.9	57.5	6.5
30～39歳	52.5	50.5	54.5	50.4	15.3
40～49歳	59.9	57.5	60.4	63.7	32.7
50～59歳	70.7	67.0	72.0	78.8	29.7

障害年金に関する周知度

	総数	第1号	第2号	第3号	第1号
		被保険者	被保険者	被保険者	未加入者
総数	60.3	56.5	61.2	66.1	36.8
20～29歳	48.1	44.4	50.3	59.0	24.6
30～39歳	58.1	57.7	58.2	58.6	23.8
40～49歳	63.7	59.9	65.3	65.9	38.5
50～59歳	69.8	66.4	71.0	77.4	38.1

遺族年金に関する周知度

	総数	第1号	第2号	第3号	第1号
		被保険者	被保険者	被保険者	未加入者
総数	72.0	63.6	74.3	83.0	46.1
20～29歳	52.2	44.6	56.5	72.0	38.9
30～39歳	72.4	65.5	73.0	80.2	34.5
40～49歳	79.4	72.6	81.7	83.4	50.8
50～59歳	82.3	77.0	85.2	89.5	45.1

年金受給要件に関する周知度

	総数	第1号	第2号	第3号	第1号
		被保険者	被保険者	被保険者	未加入者
総数	66.9	63.1	68.2	71.1	47.7
20～29歳	49.7	44.6	53.0	60.3	28.6
30～39歳	64.2	64.0	64.5	64.1	29.2
40～49歳	72.0	70.1	73.6	71.2	55.5
50～59歳	79.7	77.8	81.4	82.8	46.3

年金給付の実質的価値維持の制度に関する周知度

	総数	第1号	第2号	第3号	第1号
		被保険者	被保険者	被保険者	未加入者
総数	44.6	40.1	47.9	44.1	30.3
20～29歳	31.4	27.7	34.8	30.4	38.4
30～39歳	41.4	38.5	44.1	37.7	18.3
40～49歳	47.7	43.6	51.7	43.5	34.0
50～59歳	56.3	51.9	60.6	56.8	29.1

基礎年金の国庫負担に関する周知度

	総数	第1号	第2号	第3号	第1号
		被保険者	被保険者	被保険者	未加入者
総数	41.0	37.1	44.5	39.0	27.4
20～29歳	29.9	26.5	33.0	29.5	38.1
30～39歳	39.2	35.7	42.7	34.5	8.3
40～49歳	43.7	41.3	47.5	38.2	26.0
50～59歳	50.1	46.7	54.3	48.2	30.2

基礎年金の財政に関する周知度

	総数	第1号	第2号	第3号	第1号
		被保険者	被保険者	被保険者	未加入者
総数	68.1	60.5	71.9	72.7	45.7
20～29歳	52.8	46.3	57.7	61.9	16.3
30～39歳	67.4	58.7	71.0	68.9	26.8
40～49歳	73.8	67.3	77.3	74.5	52.4
50～59歳	77.0	72.7	81.0	78.7	45.6

注1) 無回答の者を除く。

注2) 総数は、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者及び第1号未加入者以外の者も含む。

(参考2)

65歳以上の者の状況

平成16年調査

	総数	被保険者			公的年金 受給権あり	公的年金 受給権なし	夫婦として は年金を もらって いる者等	それ以外の 公的年金 受給権 なしの者	
		国民年金 任意加入	厚生年金 保 険	共済組合					
総数	24,908	600	12	560	28	23,682	626	182	444
男子	10,521	436	5	407	23	9,802	284	97	186
女子	14,386	164	6	153	5	13,880	342	85	257
								(単位：千人)	
総数	100.0	2.4	0.0	2.2	0.1	95.1	2.5	0.7	1.8
男子	100.0	4.1	0.1	3.9	0.2	93.2	2.7	0.9	1.8
女子	100.0	1.1	0.0	1.1	0.0	96.5	2.4	0.6	1.8
								(単位：%)	
総数							100.0	29.1	70.9
男子							100.0	34.3	65.7
女子							100.0	24.7	75.3

平成13年調査

	総数	被保険者			公的年金 受給権あり	公的年金 受給権なし	夫婦として は年金を もらって いる者等	それ以外の 公的年金 受給権 なしの者	
		国民年金 任意加入	厚生年金 保 険	共済組合					
総数	22,758	30	15	0	15	22,126	602	198	404
男子	9,569	19	6	0	14	9,308	242	79	163
女子	13,189	11	9	0	2	12,818	360	119	241
								(単位：千人)	
総数	100.0	0.1	0.1	0.0	0.1	97.2	2.6	0.9	1.8
男子	100.0	0.2	0.1	0.0	0.1	97.3	2.5	0.8	1.7
女子	100.0	0.1	0.1	0.0	0.0	97.2	2.7	0.9	1.8
								(単位：%)	
総数							100.0	32.9	67.1
男子							100.0	32.6	67.4
女子							100.0	33.1	66.9

平成10年調査

	総数	被保険者			公的年金 受給権あり	公的年金 受給権なし	夫婦として は年金を もらって いる者等	それ以外の 公的年金 受給権 なしの者	
		国民年金 任意加入	厚生年金 保 険	共済組合					
総数	20,438	35	10	4	21	19,602	801	362	439
男子	8,452	21	4	0	17	8,189	242	90	152
女子	11,986	13	6	4	4	11,413	559	272	287
								(単位：千人)	
総数	100.0	0.2	0.0	0.0	0.1	95.9	3.9	1.8	2.1
男子	100.0	0.2	0.0	0.0	0.2	96.9	2.9	1.1	1.8
女子	100.0	0.1	0.1	0.0	0.0	95.2	4.7	2.3	2.4
								(単位：%)	
総数							100.0	45.2	54.8
男子							100.0	37.2	62.8
女子							100.0	48.7	51.3

注1) 「それ以外の公的年金受給権なしの者」には、配偶者なしの者、配偶者が同居していない者及び配偶者の状況が不詳の者を含む。

2) 平成10年調査では、受給権なしの者に恩給のみ受給者(平成10年国民生活基礎調査によると25万人)を含む。

3) 平成7年以前の調査では、公的年金の受給状況を調査していない。

用語の解説

公的年金加入状況（20～59歳の者の状況）

我が国では、20～59歳の者は皆、公的年金制度に加入することになっている（国民皆年金）が、この公的年金制度への加入状況について、以下のように区分している。

加入者

公的年金制度に加入している者であり、以下のように分類している。

第1号被保険者

公的年金制度の加入者で、下記の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者。自営業者（開業医・弁護士なども含む）や農業・漁業に従事する者及びその家族、パート・アルバイト・内職を行っている者、学生、無職の者等が該当する。加入義務はないが希望して国民年金に加入している任意加入被保険者も含む。

第2号被保険者

民間サラリーマンを対象とする厚生年金保険の被保険者及び公務員等を対象とする共済組合の組合員。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者（被扶養配偶者）。

非加入者

日本国内に住所を有する20～59歳の者であるにもかかわらず、公的年金制度に加入していない者であり、以下のように分類している。

1. 公的年金制度に加入したことがない者

届出を行っておらず、過去一度も公的年金制度に加入したことがない者である。さらにこの者を、届出を行った場合にどの被保険者種別に属するかによって、以下のように分類している。

① 第1号未加入者

届出を行えば第1号被保険者になる者。

② 第3号届出遅者

届出を行えば第3号被保険者になる者。第1号未加入者が第2号被保険者の被扶養配偶者になった場合が該当する。

2. 公的年金制度の加入者であったが、一時的に非加入の状態にある者

加入する公的年金制度の変更等のため、調査時点において一時的に第1号から第3号までのいずれの被保険者種別にも属さない者（経過的未届者）である。転職者や短期的な失業者及びその被扶養配偶者が届出を怠っている場合、届出中の者等が該当する。

この者は、届出を行い被保険者となった後には、未届期間も被保険者期間として遡及されることとなる。

3. 公的年金制度の加入者であったが、すでに裁定され加入者でなくなった者

被用者年金保険の老齢（退職）年金受給権者。

4. その他

調査票の記入誤り、記入漏れ・不備等のため、行政記録上確認できなかった者、区分が判明しなかった者等、上記のいずれにも当てはまらない者。調査時点において居住地で住民票登録がされておらず行政的に捕捉することが困難な者等が該当する。

この調査では、公的年金制度の加入者と加入したことがない者の状況を比較して調べるという観点から、非加入者のうちの1. を重視し、それ以外の2. 3. 4. はまとめて「その他の非加入者」として計上している。

公的年金加入・受給状況（60歳以上の者の状況）

60歳以上の者について、以下のように区分している。

被保険者

公的年金制度の被保険者（加入者）。国民年金の任意加入被保険者、厚生年金保険の被保険者及び共済組合の組合員。被用者年金保険の老齢（退職）給付の受給権を有する在職者も含む。

被保険者以外

上記以外の者であり、以下のように分類している。

公的年金受給権あり

公的年金（恩給を含む。）の裁定を受けており、受給権を有する者。老齢（退職）給付に限らず、障害及び遺族給付の受給権者も含む。

公的年金受給権なし

公的年金（恩給を含む。）の裁定を受けておらず、受給権を有しない者。65歳未満の者で受給資格期間を満たしているが65歳の年齢到達を待っている者、65歳以上の者で受給要件を満たしているが支給開始年齢の繰下げをするために年金裁定を受けていない者も含む。

さらにこの者を、配偶者の状況によって、以下のように分類している。

① 夫婦としては年金をもらっている者等

配偶者が同一世帯に同居しており、その配偶者が公的年金（恩給を含む。）の受給権を有するまたは、被保険者である者。

この者は、本人に公的年金受給権はないが、配偶者が公的年金を受けることになり、夫婦として（世帯として）は公的年金受給権を持つことになる者である。

② それ以外の公的年金受給権なしの者

①以外の公的年金受給権なしの者。配偶者がいない者、配偶者が同居していない者及び配偶者の状況が不詳の者も含む。

就業形態

就業者について、以下のように区分している。社会保険の適用関係を直接示すものではない。

自営

個人経営の商店主、工場主、農業主等の事業主や開業医、弁護士、著述家、行商従事者等。なお、農家や個人商店等の家族従業者も含む。

雇用者

期間を定めずに事業所に使用される者（正社員やあらかじめ2ヶ月を超える期間を定めて使用される者等）、又は臨時に使用される者であって、以下のイ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当する者。

イ 日々雇い入れられる者で、使用されてから1ヶ月以上経過し、引続き使用されることとなった者。

ロ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者で、その期間を超えて引続き使用されることとなった者。

ハ 季節的業務に使用されている者で、4ヶ月を超えて使用されている又は使用される見込みの者。

ニ 臨時的事業の事業所に使用されている者で、6ヶ月を超えて使用されている又は使用される見込みの者。

さらにこの者を以下のように分類している。

① フルタイムの雇用者

雇用者であって、1日の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が概ね一般社員に相当する者。

② フルタイムでない雇用者

「フルタイムの雇用者」以外の雇用者。

その他

「自営」、「雇用者」以外の就業者（例：学生の家庭教師等のアルバイト、内職等）。

労働契約形態

雇用者の労働契約形態について、以下のように区分している。社会保険の適用関係を直接示すものではない。

労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。「労働者派遣法」と呼ばれている。）に基づいて派遣元事業所から派遣されている者。派遣元事業主、派遣労働者及び派遣先の間には以下の関係が存在する。

- ・派遣元事業主と派遣労働者の間に雇用関係
- ・派遣元事業主と派遣先の間には労働者派遣契約
- ・派遣先と派遣労働者の間に指揮命令関係（派遣先が派遣労働者の指揮命令権を持つ）

以下の2つの型がある。

① 登録型

派遣元が派遣労働を希望する労働者を登録しておき、労働者を派遣する際に登録されている者の中から期間を定めて雇用し派遣を行う形態をいう。派遣する際に締結された雇用契約は、定められた期間が終了すれば解除される。契約期間中と登録期間中の2つの場合があるが、両期間中とも、「登録型」に該当する。

② 常用型

派遣元に常用労働者として雇用されている形態をいう。期間の定めなく派遣元と派遣労働者の間に雇用契約が存在する場合の他に、1年以上の雇用契約によって派遣労働者が採用されている場合も含む。

下請従業者

下請として請負先の事業所で働いている者。

都市規模

平成16年11月31日現在の市町村の規模について、平成17年10月1日現在の人口を基に、以下のように区分している。

政令指定都市

東京都特別区及び平成16年11月31日現在の政令指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市の13都市）。

人口20万以上の市

上記以外の人口20万以上の市及び県庁所在市。

人口10～20万の市

上記以外の人口10万以上20万未満の市。

人口10万未満の市

人口10万未満の市。

町村

町及び村。